

これならできろ！ 適切な投信提案

● 金融庁報告書を踏まえた 説明の進め方

金融庁が金融審議会市場ワーキング・グループの報告書を公表し、顧客本位の業務運営に関する原則をさらに進めるための着眼点・方策を示した。本特集では報告書のポイントや、それを踏まえた適切な提案方法などを考えていく。



金融審議会市場WG・神田秀樹座長に聞く

報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」の 注目点と金融機関に求められる対応

金

融庁は8月5日、金融審議会市場ワーキング・グループ（市場WG）による報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」を公表。「顧客本位の業務運営に

関する原則」のさらなる進展を図るための方策や、超高齢社会の金融業務のあり方などを取りまとめた。金融機関もこれを参考に改めて自庫の顧客本位の業務運営を見直す

ことが求められる。

本稿では、市場WGの神田秀樹座長（学習院大学大学院法務研究科教授）に、報告書のポイントや金融機関に求められる対応などを伺った（以下、敬称略）。

ルール・法律ではなく プリンシプルである

まずは今回、報告書が取りまとめられた経緯を教えてください。

神田 報告書の基盤となる「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、原則）は、市場WGでの議論を経て20

17年3月に制定・公表されました。その特長は銀行・証券会社・保険会社といった業界に關係なく全金融事業者に求める横断的な原則であること

と、そしてルール・法律ではなく「プリンシプル（原理・原則）」であることです。ルールにしてしまうと守るべき最小限度の取扱いを定め

ることになり、金融事業者も「ルールさえ守っていればいい」と考えてしまいます。顧客本位を実現するためには、あえて「高いボール」を投げ

プリンシプルベースだからこそ 自主的な取組みを金融事業者に期待

し金融事業者に努力してもらうのがよいのではないか——そう

考え、プリンシプルベースの原則が公表されたわけです。

その後は、多くの金融事業者が原則を採択し「顧客本位の業務運営に関する取組方針」を公表したり、金融庁が共通KPI（各金融事業者の顧客本位の業務運営を評価するための成果指標）を設けて公表したりと取組みが進んでいます。

ただ、昨年9月、市場WGでこの3年間を振り返ったとき「顧客本位は、道半ばである」という意見が多数を占めました。「情報開示が不足

している」「手数料の高い商品をお勧めされた」といった顧客の声が届いており、また原則公表から3年経っていたことから、市場WGでは見直しの議論を開始。今年8月の報告書公表に至ったわけです。

市場WGではどんなことが議論されたのですか。

神田 いろいろあるのですが1つに「プリンシプルでは不十分ではないか」「今回は一部をルール化してはどうか」という議論がありました。

顧客のためにならない事例が実際に報告されていること、そして米国やEUは日本と異なり金融事業者を法律で規制している部分が多いこともあり、日本でもルールを作るべきだという意見があったのですが、そこは初志貫徹、引き続きプリンシプルという路線を維持して、金融事業者の自主的な取組みを期待するという結論に至りました。



金融庁金融審議会
市場ワーキング・グループ **神田秀樹 座長**

かんだ・ひでき●1977年東京大学法学部卒。学習院大学法学部助教授、東京大学法学部助教授などを経て、現在、学習院大学大学院法務研究科教授。2016年より市場WGの座長を務める